

件名	公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正について
提案理由等	<ol style="list-style-type: none">1 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 学校教育法の一部改正に伴い、規則別表第5について、所要の改正をするものである。2 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則 公立小学校の統廃合に伴い、規則別表について、所要の改正をするものである。3 教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 昇給制度の見直しに伴い、規則別表について、所要の改正をするものである。

公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正の概要

教育委員会事務局総務課

1 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 32 年規則第 7 号）

（1）改正の理由

学校教育法の一部改正に伴い、規則別表第 5 について所要の改正をするものである。

（2）改正の内容

- ・学歴区分「短大 3 卒」に「専門職大学の修業年限 3 年の前期課程」を追加
- ・学歴区分「短大 2 卒」に「専門職大学の修業年限 2 年の前期課程」を追加

（3）施行期日

令和 2（2020）年 4 月 1 日

2 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和 55 年規則第 12 号）

（1）改正の理由

公立小学校の統廃合に伴い、規則別表について所要の改正をするものである。

（2）改正の内容

日光市立野口小学校及び所野小学校を規則別表から削除する。

（3）施行期日

令和 2（2020）年 4 月 1 日

3 教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 2 年規則第 9 号）

（1）改正の理由

昇給制度の見直しに伴い、規則別表について所要の改正をするものである。

（2）改正の内容

役職段階別加算を受ける職員の基準を変更する。

ア 教育職（1）

10% 2 級 113 号給 → 108 号給（別に定める職員は 5%）

5% 2 級 41 号給 → 39 号給

1 級 97 号給 → 95 号給

イ 教育職（2）

10% 2 級 125 号給 → 124 号給（別に定める職員は 5%）

5% 2 級 53 号給 → 51 号給

（3）施行期日

令和 2（2020）年 4 月 1 日

○栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月 日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前													
<p>別表第5（第5条関係） 学歴免許等資格区分表</p> <table border="1"> <tr> <td>学歴免許等の資格区分</td> <td>学歴免許等の資格</td> </tr> <tr> <td>基準学歴区分</td> <td>学歴区分</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>		学歴免許等の資格区分	学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	略	略	<p>別表第5（第5条関係） 学歴免許等資格区分表</p> <table border="1"> <tr> <td>学歴免許等の資格区分</td> <td>学歴免許等の資格</td> </tr> <tr> <td>基準学歴区分</td> <td>学歴区分</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>		学歴免許等の資格区分	学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	略	略
学歴免許等の資格区分	学歴免許等の資格														
基準学歴区分	学歴区分														
略	略														
学歴免許等の資格区分	学歴免許等の資格														
基準学歴区分	学歴区分														
略	略														
2 短大卒	<table border="1"> <tr> <td>一 短大3卒</td> <td>(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>(2)～(4) 略</td> </tr> </table>	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了	略	(2)～(4) 略	2 短大卒	<table border="1"> <tr> <td>一 短大3卒</td> <td>(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>(2)～(4) 略</td> </tr> </table>	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業	略	(2)～(4) 略				
一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了														
略	(2)～(4) 略														
一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業														
略	(2)～(4) 略														
略	<table border="1"> <tr> <td>二 短大2卒</td> <td>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>(2)～(6) 略</td> </tr> </table>	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了	略	(2)～(6) 略	略	<table border="1"> <tr> <td>二 短大2卒</td> <td>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>(2)～(6) 略</td> </tr> </table>	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業	略	(2)～(6) 略				
二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了														
略	(2)～(6) 略														
二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業														
略	(2)～(6) 略														
備考 略		備考 略													

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(総務課)

○栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月 日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和五十五年栃木県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表				別表			
学 校	所 在 地	学 校	所 在 地	学 校	所 在 地	学 校	所 在 地
略	略	略	略	略	略	略	略
日光市立中宮祠小学校	日光市中宮祠2478	日光市立野口小学校	日光市野口900	日光市立中宮祠小学校	日光市中宮祠2478	日光市立所野小学校	日光市所野820

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（総務課）

○教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月 日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成二年栃木県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第四条関係）				別表（第四条関係）			
給料表	職 員	加算割合	略	給料表	職 員	加算割合	略
略	略	略	略	略	略	略	略
職務の級二級の職員（百八号給 以上の号給を受けている職員並びに主任実習助手及び主任寄宿舎指導員（二級在級二年以上の職員に限る。）に限る。）				職務の級二級の職員（百十三号給以上の号給を受けている職員並びに主任実習助手及び主任寄宿舎指導員（二級在級二年以上の職員に限る。）に限る。）			
職務の級一級の職員（九十五号給以上の号給を受けている職員に限る。）				職務の級一級の職員（九十七号給以上の号給を受けている職員に限る。）			
職務の級二級の職員（百二十四号給以上の号給を受けている職員に限る。）				職務の級二級の職員（百二十五号給以上の号給を受けている職員に限る。）			
略	略	略	略	略	略	略	略
百分の十 （教育委員会が人事委員会と協議して別に定める職員に）				百分の十 （教育委員会が人事委員会と協議して別に定める職員に）			

略	(二) 給料表 教育職	あつては百分の五)
	職務の級二級の職員(五十一号給以上百二十四号給未滿の号給を受けている職員であつて、かつ、本県において教育職員(期限付採用の職員を除く。)として在職期間四年以上の職員に限る。)	
	略	

附則
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

略	(二) 給料表 教育職	
	職務の級二級の職員(五十三号給以上百二十五号給未滿の号給を受けている職員であつて、かつ、本県において教育職員(期限付採用の職員を除く。)として在職期間四年以上の職員に限る。)	
	略	

(総務課)